

I 調査の概要

1 調査の目的

社会教育行政に必要な社会教育に関する基礎的事項を明らかにすることを目的とする。

2 調査の周期・期日

周期：昭和 30 年度以降 3 年から 5 年毎，昭和 50 年度以降は概ね 3 年毎に実施。

期日：令和 3 年 10 月 1 日現在。ただし，事業実施状況及び利用状況等については令和 2 年度間（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）とする。

3 調査票の種類，範囲及び主な調査事項

調査の種類	調査の範囲	主な調査事項	
社会教育調査	1 社会教育行政調査	①都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区，教育事務組合，共同設置及び広域連合の教育委員会を含む。） ②地方公共団体（知事・市町村長部局）が実施する関連事業 ③都道府県教育委員会が所管する生涯学習又は社会教育の振興を目的として設置されている一般社団法人・一般財団法人，公益社団法人，公益財団法人	1 社会教育関係職員に関する事項 2 社会教育委員等に関する事項 3 社会教育関連事業の実施状況
	2 公民館調査	①社会教育法第 21 条の規定に基づき設置された公民館 ②同法第 42 条に規定する公民館類似施設のうち，市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの	1 職員に関する事項 2 施設の状況 3 設備の状況 4 事業実施状況 5 利用状況
	3 図書館調査	①図書館法第 2 条に規定する図書館 ②図書館法第 29 条に規定する図書館同種施設のうち地方公共団体が設置したもの	
	4 博物館調査	①博物館法第 2 条に規定する博物館 ②同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設 ③博物館と同種の事業を行い，博物館相当施設と同等以上の規模の施設	
	5 青少年教育施設調査	青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い，あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で，地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設	
	6 女性教育施設調査	女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い，あわせてその施設を女性の利用に供する目的で，地方公共団体，独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人，公益社団法人，公益財団法人が設置した社会教育施設	
	7 体育施設調査	一般の利用に供する目的で，地方公共団体，独立行政法人又は民間が設置した体育館，水泳プール及び運動場等のスポーツ施設	
	8 劇場，音楽堂等調査	地方公共団体，独立行政法人又は民間が設置する劇場，音楽堂等（劇場，音楽堂，文化会館，市民会館，文化センター等）で，座席数 300 席以上のホールを有するもの	
	9 生涯学習センター調査	地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設	